

2021年11月9日

日本川崎病学会
正会員 各位

日本川崎病学会 2021 年度会費ご納入について

平素より日本川崎病学会にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、学会 HP トップページ 2021.9.16 付「日本川崎病学会からのお知らせ」のとおり、当学会は正会員の過半数の賛同を受けて 2021 年 11 月 30 日をもって現行の任意団体を解散し、2021 年 12 月 1 日から一般社団法人となります。任意団体の財産はすべて一般社団法人に寄付され、引き継がれる予定です。

つきましては、任意団体の 2021 年度年会費（2021.4.1 から 2021.11.30 解散まで）は納入を免除し、法人設立後に新法人として 2021 年度会費（2021.12.1 から 2022.8.31 まで）を 8,000 円として、2022 年 1 月を目途に請求させていただきます。

- ・上記の会費および任意団体財産の取り扱いについては、2021 年度総会（2021.11.20）で承認を得られることを前提とします。
- ・任意団体の 2021 年度会費（2021.4.1～2021.11.30）は徴収いたしません。既に支払われた先生方には帳簿上返金し、法人設立後に法人会費に算入する処置を取らせていただきます。
- ・一般社団法人の初年度会費は、8,000 円に変更はありません。
- ・法人化 2 年目の会費は、2022.9.1～2023.8.31 分とし、2022 年 9 月以降に徴収させていただきますこととします。以降の年度は当該年度の 9 月 1 日から翌年度の 8 月末までを 1 年度とします。会費年額を変更する場合は、法人の社員総会審議により決定されます。
- ・2020 年度の年会費未納の会員には別途任意団体より請求させていただきます。

この変更に関するご意見、ご質問は、2021 年 11 月 19 日（金）までに事務局 jskd-office@umin.ac.jp までお寄せください。

反対のご意見がない場合は、上記の取り扱いについてご承認いただいたものとさせていただきます。

何卒ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上

日本川崎病学会
会長 三谷義英

